

# 外国人雇用対策について

令和3年11月



# 日本で就労する外国人のカテゴリー（総数172.4万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

## ① 就労目的で在留が認められる者 約36.0万人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

- 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

## ② 身分に基づき在留する者 約54.6万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

- これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

## ③ 技能実習 約40.2万人

- 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。

## ④ 特定活動 約4.6万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

- 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

## ⑤ 資格外活動（留学生のアルバイト等） 約37.0万人

- 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

## 「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

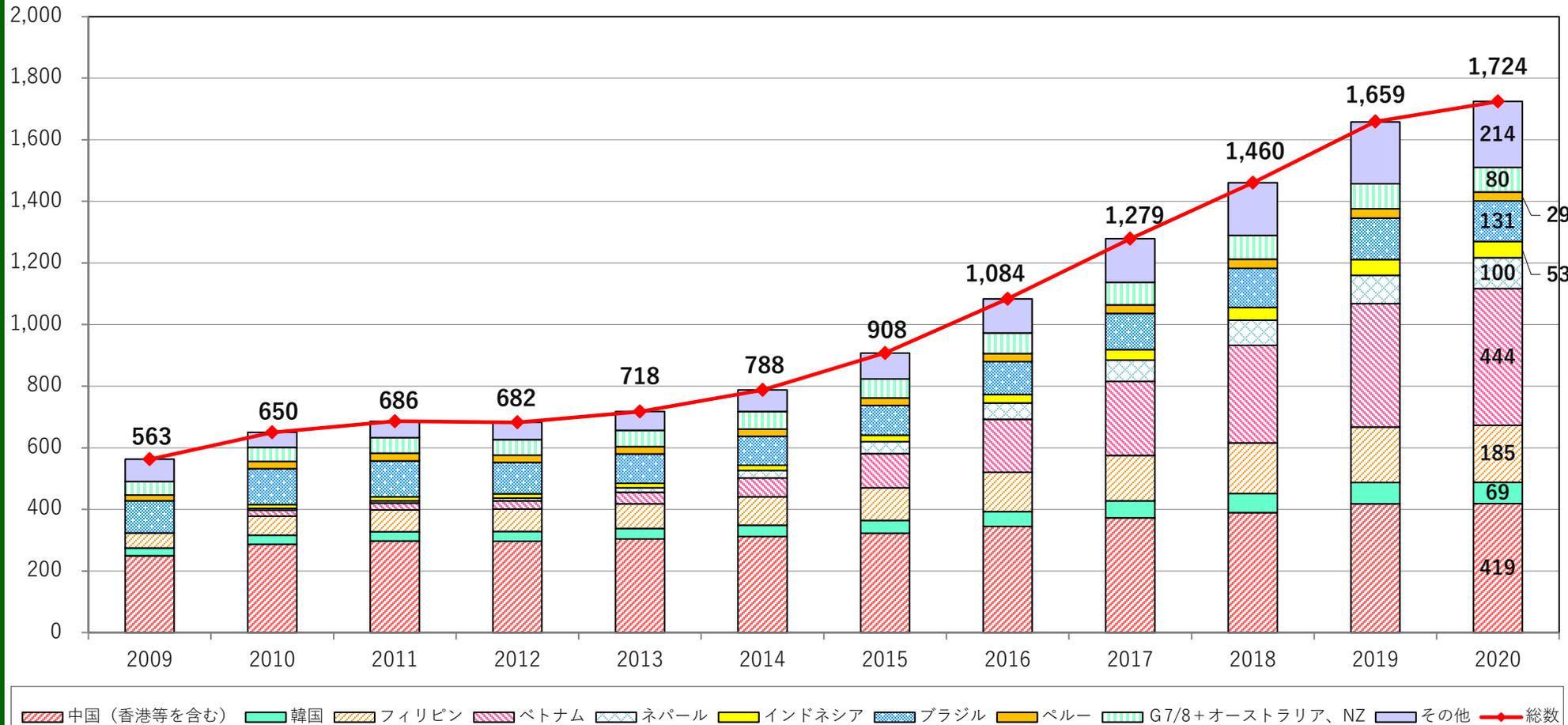
（注） 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

# 国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別にみると、ベトナムが最も多く443,998人で、外国人労働者全体の25.7%を占めている。  
次いで中国が419,431人(同 24.3%)、フィリピンが184,750人(同 10.7%)の順となっている。
- 直近の推移をみると、特にベトナムが前年比で10.6% (42,672人)増と増加率が高い。  
次いでネパールが同 8.6%(7,858人)増、インドネシアが同 4.0%(2,058人) 増となっている。

(単位：千人)



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末現在)

# 日本で就労する外国人労働者（在留資格別・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が49.2%、次いで「資格外活動(留学等)」が30.8%。
- インドネシアは「技能実習」が62.3%。ネパールは「資格外活動(留学等)」が75.0%。
- フィリピンやブラジル、ペルーは「身分に基づく在留資格」が多い。

(単位：人)

在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,724,328	359,520	546,469	402,356	45,565	370,346
中国	419,431	122,485	119,018	76,922	5,120	95,878
韓国	68,897	30,719	26,789	38	3,084	8,260
フィリピン	184,750	12,537	129,235	34,590	5,207	3,176
ベトナム	443,998	62,155	16,057	218,600	10,403	136,781
ネパール	99,628	17,017	4,764	644	2,529	74,673
インドネシア	53,395	5,718	6,162	33,239	2,919	5,356
ブラジル	131,112	1,039	129,621	96	78	278
ペルー	29,054	154	28,738	64	28	70
その他	294,063	107,696	86,085	38,163	16,197	45,874

# ハローワークにおける外国人労働者の就職支援体制

機能特化型の就職支援サービス（利用者のニーズ・特性に応じたサービス展開）

## ■ 外国人雇用サービスセンター

- 対象者 - 高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生）に対する就職支援
- 設置数 - 4拠点（東京、名古屋、大阪、福岡）
- 支援内容 - 高度外国人材の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う

## ■ 留学生コーナー

- 対象者 - 日本での就職を希望する外国人留学生
- 設置数 - 21拠点（一部の新卒応援ハローワークに設置）
- 支援内容 - 外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施

## ■ 外国人雇用サービスコーナー

- 対象者 - 日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人労働者全般
- 設置数 - 138拠点（通訳員を配置しているハローワーク）
- 支援内容 - 地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員による就職支援を実施

このほか、全国のアローワーク（544拠点）においても、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応

# 外国人就労・定着支援事業

## 1 趣旨・目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

## 2 事業概要

対象者	身分に基づく在留資格の外国人等									
研修内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定</li><li>● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通）</li><li>● 1コースあたりの総研修時間は<b>100時間</b>に設定（概ね2ヶ月）</li><li>● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定</li></ul>									
修了者に対する就労・定着支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 就労におけるコミュニケーション場面において、外国人ができることを尺度化した「できることリスト」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や職業相談・職業紹介に活用</li><li>● 地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施</li></ul>									
実施規模	<ul style="list-style-type: none"><li>● 定住外国人が集住する地域を中心に、 全国<b>110地域 275コース</b>、受講者<b>5,500名</b>規模で実施</li></ul> <p>[参考] 令和2年度実績</p> <table><tbody><tr><td>実施地域数</td><td>…</td><td>110地域</td></tr><tr><td>実施コース数</td><td>…</td><td>220コース</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>…</td><td>2,312名</td></tr></tbody></table>	実施地域数	…	110地域	実施コース数	…	220コース	受講者数	…	2,312名
実施地域数	…	110地域								
実施コース数	…	220コース								
受講者数	…	2,312名								

※ 令和3年度事業において作成する本事業のモデルカリキュラム・モデルテキスト等について、事業の実施状況を踏まえつつ、令和4年度以降も随時改訂を行う。

# 技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
- このため、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供することとしている。

## 【事業内容】



1. 実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討  
技能実習現場の意見収集、有識者による検討
2. 日本語教育ツールの開発  
e-learning 教材として、①大卒の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office workではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構で公表
3. 開発・公表の状況（8言語：英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）  
令和元年度：テキスト教材2職種（機械・金属関係、食品製造関係）を開発、公表（<https://www.otit.go.jp/kyozai/>）  
令和2年度：テキスト教材1職種（建設関係）を開発、公表  
アプリ教材2職種（機械・金属関係、食品製造関係）を開発、公表  
令和3年度：テキスト教材1職種（農業関係）及びアプリ教材1職種（建設関係）を開発予定

# 介護の日本語学習支援等事業

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

## 1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助  
実施主体 民間団体(公募による選定)

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自立的かつ計画的に行うことができるようするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

## 2. 学習教材の作成

- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。  
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- 自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

## 3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- 外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

### 介護の日本語学習 WEBコンテンツ



### 特定技能評価試験 学習テキスト

\*9言語に翻訳済み



### 介護の日本語 テキスト

\*9言語に翻訳済み



### 外国人のための 介護福祉士国家 試験一問一答

\*9言語に翻訳済み



### 外国人のための 介護福祉専門 用語集

\*9言語に翻訳済み

